

# 会員規約

## 第1条（名称及び所在地）

当クラブは「シオヤレクリエーションクラブ(SRC)」と称し、千葉県千葉市美浜区幸町1-7-1-1424に主たる事務所を置く。

## 第2条（運営）

当クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は特定非営利活動法人シオヤレクリエーションクラブが行います。

## 第3条（目的）

当クラブは、障がい者と健常者に対して、かけっこ、陸上教室、各種レクリエーションイベント活動を通して、地域社会との交流ならびに障がい者の社会参加を促進する活動を行い、障がい者と健常者が共存し生き生きと暮らせる社会をつくり出すことを目的としています。

## 第4条（入会の手続き）

当クラブに入会できる方は、当クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします(以下「会員」といいます。)。未成年者が会員になろうとするときは、親権者の書面による同意を必要とし、保佐、補助などの成年後見人が必要と見込まれる成人の方の場合には、成年後見人(成年後見人が選任されていない場合には親御さん)の同意を必要とします。

## 第5条（レッスン内容及び参加）

当クラブは、各コースに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法は当クラブが指定した指導スタッフが決定します。また、会員は別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとし、少なくとも3か月に1回は当クラブの各種教室へ参加することとします。

---

## 第6条（各種教室、イベントの開催及び大会出場）

---

当クラブの各種教室、各種レクリエーションイベント及び大会出場の日程は、メール及びホームページにてお知らせします。

会員は、各種教室への参加・不参加の連絡を開催の3日前までに当クラブ宛にメールでお知らせください。イベント参加、大会出場の概要につきましては、各イベント及び大会の案内にてお知らせいたします。会員は、当クラブが指定する期日までに申込を行うものとし、

---

## 第7条（会費等の支払い）

---

会員は、当クラブの定める入会金及び年会費（以下「会費等」といいます。）を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払い期限及び支払い方法等は当クラブが定めるものとします。

・未就学児、児童及び学生	入会金 3,000 円	年会費 6,000 円
・一般	入会金 6,000 円	年会費 12,000 円

※会員は、年会費の支払い完了をもって各行事にエントリーすることが出来ます。

※各種教室参加費、各種レクリエーションイベント参加費、諸費用等は、開催毎に会員が負担するものとします。

参加費は基本的に当日のお支払いとなります。

※入会時に支給するTシャツは当クラブが負担するものとします。2着目以降は会員にご負担いただきます。

※期限までに会費等が納入されない場合、当クラブの顧問弁護士から、適当な方法で督促がなされることがあります。

---

## 第8条（競技用ウェア）

---

競技会、講演会等当クラブの活動に参加する会員は、所定の競技用ウェアを着用するものとします。ただし、当クラブの活動以外（プライベートな活動を含む。）での着用は禁止します。

当クラブ負担にて支給された競技用ウェアは、その支給を受けた会員退会する場合、退会届の提出と同時に返却いただきます。

なお、紛失された場合には、理由の如何を問わず、当クラブが負担した費用をお支払いいただきます。

---

## 第9条（会費の不返還）

---

一旦入金した会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

---

## 第10条（更新）

---

会員は、継続して当クラブの会員となる事を希望する場合、毎年3月15日までに更新申請を行い、翌年度分の年会費を支払わなければなりません。

---

## 第11条（退会）

---

会員は、当クラブを退会することができます。この場合、退会を希望する前月末までに、書面により所定の退会申請を行わなければなりません。未払いの会費・費用等がある場合などは、申請は受理されません。

なお、退会に際しては、当クラブのスポンサー様からの試供品はすべてご返還頂くものとし、万が一紛失された場合には、新価相当額の賠償を頂きます。

---

## 第12条（休会）

---

会員は、3か月を超える期間、継続して各種教室への参加が困難な場合、3年間を上限とし、休会することができます。

但し、次の理由のみ休会を認めます。

1. 当クラブのレッスン中に傷害を負われた場合。
2. 入院が必要な場合。
3. 骨折など歩行が困難な場合。

4. 重大な事故に遭遇した場合。
5. その他クラブが認めた場合。

なお、休会する場合でも、休会期間は最大3年を上限とし、休会後に復帰することを条件とします。  
休会の場合には、当クラブ所定の休会届に必要事項を記載し、郵送等にて原本を提出してください。（原則として休会届は所定用紙以外受理できません）  
休会中は年会費のみ発生します。  
会員は、各月末日までに当クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。

---

## 第13条（規則の遵守及び責任）

---

会員は当クラブが定める本規約・入会案内・その他の注意事項を守らねばなりません。  
当クラブ内（駐車場含む）で発生した盗難・傷害・遺失物・その他の事故について、当クラブは一切の責任を負わないものとします。また会員は自己の責任に帰すべき原因により、当クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。この場合、当クラブは、一切の責任を負担せず、また、交渉等も行いません。

---

## 第14条（会員資格の喪失）

---

当クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 当クラブの定める会費・諸費用につき、2か月以上滞納したとき（除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）。
2. 当規約、その他当クラブが定める規約に違反したとき。
3. 当クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
4. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
5. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
6. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
7. 当クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
8. その他当クラブが、社会通念に照らし、当クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

---

## 第 15 条（会費情報の変更）

---

会員は、入会手続き時に提供した個人情報(住所、連絡先等)に変更が生じた場合、速やかに当クラブに届けるものとします。

---

## 第 16 条（運営）

---

各コースは基本的に当クラブが指定した指導スタッフにてレッスンを行いますが、指導スタッフの急病や不慮の事故などの止むを得ない事由により、外部の代行指導者への変更やレッスン休講になる場合があります。指導スタッフの責による休講の場合は振替レッスンを行います。

---

## 第 17 条（写真等の撮影及び使用）

---

当クラブでの活動の際、写真・ビデオにて撮影を行い、活動報告として当クラブの公式パンフレット、インターネット媒体(ホームページ、Facebook をはじめとした各種 SNS 等)、及び、外部メディア(テレビ、雑誌、新聞等)等で使用します。

なお、これらの写真・ビデオに関する肖像権、著作権等のすべては当クラブに属するものとします。

※ 写真等の使用について、使用しないでほしいというご要望がある場合には、予めお申し出ください。

---

## 第 18 条（個人情報等の取り扱い）

---

当クラブは、お預かりした個人情報ならびに写真・ビデオ撮影データ(画像)に関し、次のとおりお約束します。

1. お預かりした個人情報について、次の目的以外には、本人(保護者)の許可なく利用しません。

- (1) 各種教室、大会等に関する情報提供
- (2) 各種保険への加入登録
- (3) 陸連登録
- (4) 大会申し込み
- (5) クラブ運営上、必要な連絡

2. 個人情報の第三者への提供について

お預かりした個人情報は、法律上公的機関への届け出・提出が必要な場合又は事故等の緊急時を除い

て、本人(保護者)の同意を得ずに第三者への提供はしません。

### 3. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

お預かりした個人情報について、その本人(保護者)からご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止などの依頼があった場合には速やかに対応します。

---

## 第 19 条 (傷害事故)

---

1. レッスン及びイベント受講中の傷害については、当クラブ加入の傷害保険の対象事故及び補償の範囲内のみで対応するものとします。
2. むちうちや関節痛など医学的に他覚所見がないものは傷害保険の対象となりません。
3. レッスン及びイベント中、指導スタッフの指示を無視した行動、またレッスン時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。
4. 当クラブでの事故及び怪我は、発生より1週間以内に当クラブまで報告が無い場合、補償の対象となりません。

---

## 第 20 条 (会費等の変更)

---

当クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当クラブは改定日の1か月以上前までに主たる事務所の掲示板及び当ホームページにて会員に告知するものとします。

---

## 第 21 条 (当クラブの休業日・変更)

---

1. 当クラブの休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに当クラブのホームページに掲載します。なお、大会参加、イベント開催、その他当クラブの都合により休業や開催時間を変更することがあります。ただし、気象・災害・その他の理由により緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲載することなく一部または全部の活動を休業することができるものとします。
2. 当クラブは必要に応じて会場及び施設の変更を行うことができます。

---

## 第 22 条 (協議)

---

本規約の解釈及び適用について、疑義が生じた場合、会員と当クラブは、双方誠実に協議して解決することとします。

なお、当クラブは、協議を顧問弁護士に委ねることがあります。

---

## 第 23 条 (合意管轄)

---

会員と当クラブは、本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

---

## 第 24 条 (附則)

---

1. 本規約の改定及び変更は当クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の原則 2 週間前までにその内容を主たる事務所への掲示板及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。
2. 本規約は、令和2年6月1日より施行します。